

子どもの貧困対策の抜本強化について①

【1】保護者等への支援策の抜本強化

保護者の子育て力の向上

◆人間形成の基礎が培われる乳幼児期における保護者への支援の大幅な拡充が必要

① 就学前の子どもの保護者への個別支援の充実

- ・保育所において保育だけでなく、子どもとの関わり方についての助言など、親への支援も行う保育士等の配置に要する財政支援の強化
- ・子どもの状況を適正かつ円滑に小学校に引き継ぐなど、生活面で課題を有する家庭と関係支援機関とをコーディネートする福祉の専門人材を保育所等において確保する仕組みの導入

② 親支援・親育ての促進

- ・乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及
- ・乳児院などを活用し、親子が共に生活をしながら養育と親育てを行うことができる制度の構築

母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりによる児童虐待の防止

◆児童虐待の相談ケースは増加の一途

◆特に児童虐待により死亡した子どもの7割弱が0歳～2歳までの乳幼児であり、その対策の強化が必要

① 子育て世代包括支援センターの設置促進

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」のすべての市町村への設置に向けた財源の確保

② 市町村の子ども家庭相談体制の強化

- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門性の確保に向けた人材育成、財政支援等の強化

③ 児童相談所の体制強化

- ・職員の専門性の向上や専門職の配置に向けた、人材育成・確保、財政支援等の強化

④ 子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進

- ・地域の中心的な役割を担う、民生委員・児童委員の活動費用の充実

住まい・就労・生活への支援

◆経済的に厳しい環境にある家庭に対して、手厚い経済的支援や保護者の安定した就労への支援が必要

① ひとり親家庭への支援策の更なる拡充

- ・高等学校卒業程度認定試験や自立支援教育訓練のための講座期間中の生活支援策の創設、高等職業訓練促進給付金の支給額の増額による資格取得等支援策の拡充
- ・児童扶養手当に係る所得制限の引き上げや、多子加算額に係る支給額の遡減措置の撤廃
- ・養育費確保に向けた公的な支援制度の検討

② 母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の更なる充実

- ・母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引き下げ、生活福祉資金に係る所得制限の引き上げ
- ・両資金の貸付限度額の引き上げ

子どもの貧困対策の抜本強化について②

【2】子どもたちへの支援策の抜本強化

学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

◆貧困の世代間連鎖を断ち切るためには教育の力が重要

- ① 教職員定数の拡充
 - ・少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな学習指導の充実に向けた教職員定数の拡充
- ② 放課後等における学習の場の充実
 - ・放課後等における学習支援に対する補助対象経費の拡大など財政支援の強化
 - ・放課後児童クラブ等における利用料等の減免に対する財政支援の仕組みの導入
- ③ 地域と学校との連携・協働の強化
 - ・地域による学校支援活動に対する財政支援に必要な予算額の確保
- ④ 教育相談体制の強化
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充・待遇改善のための十分な財源の確保

進学・就労等に向けた支援

◆子どもたちの自立に向けた進学・就労支援が必要

- 教育費負担の軽減
 - ・公私間格差是正の観点からの高等学校等就学支援金の拡充や高校生等奨学給付金などの充実
 - ・給付型奨学金や無利子奨学金の拡大をはじめとする大学・専門学校等高等教育に関する教育費負担軽減施策の充実・強化

社会的養護の充実

◆特に厳しい環境にある子どもたちにとって社会的養護の充実が必要

- ① 家庭的養護の推進
 - ・家庭的な環境の中で養育に取り組む地域小規模児童養護施設等の充実
 - ・里親制度や養子縁組に関する普及啓発と財政支援の拡充
例えば
 - ▶里親月間や「養子の日」等を利用した集中的な広報・啓発活動
 - ▶里親手当等の更なる充実 など
 - ・民法の改正など特別養子縁組の推進
例えば
 - ▶特別養子縁組の要件の緩和や父母の同意が得られない場合に児童相談所が特別養子縁組の申立を可能にする等の民法の改正 など
- ② 児童養護施設等の自立相談支援体制の強化
 - ・児童の特性に応じた学習支援や職業能力の育成を行い、学校や関係機関と連携して本人の希望する進路に導くとともに、退所後の就業や就学による自立に向けた生活の継続支援など、児童の自立支援を専門に担当する職員の配置に対する財政支援の拡充
 - ・児童養護施設等を退所し、進学する者に対する給付型の奨学金制度の創設

【3】都道府県の子どもの貧困対策計画等への支援

国主体の子どもの貧困の実態調査の実施と情報提供

- 貧困の世代間連鎖の解消に向け、より効果的な施策につなげるため、国において、都道府県別の「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」等について統一的な基準で調査するとともに、その結果や算出方法を自治体に情報提供すること

地方が取り組む子どもの貧困対策への継続的な財政支援

- 平成27年度補正予算で創設された「地域子供の未来応援交付金」について、地域での取組をより効果あるものとしていくため、予算の恒久化を図るとともに、より使い勝手の良い交付金となるよう運用の弾力化を図ること